

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>心得附則 (平成20年6月27日)</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>9-1 小型船舶安全規則</p> <p>心得附則 (平成20年6月27日)</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>平成22年1月1日前に建造され、又は建造にかかれた船舶については、改正後の84-3.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>	
<p><参考></p>		
<p>第9章 航海用具</p>		
<p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>84-3.0 (a) 「効果的な航海用レーダー反射器」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にあつてレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないものとし、その設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 方法</p> <p>航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。</p> <p>(2) 位置</p> <p>航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければ</p>	<p>(航海用レーダー反射器)</p> <p>84-3.0 (a) 「効果的なレーダー反射器」とは、360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上のものとし、その設置方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 方法</p> <p>航海用レーダー反射器は反射器が正しい向きになるように固定して取り付けるか、または、固定して吊り下げる。</p> <p>(2) 位置</p> <p>航海用レーダー反射器は、できるだけ影となる方位がないよう最適な位置に装備しなければ</p>	<p>航海用具の基準を定める告示の心得の記述と統一</p>

ならない。

(3) 取り付け高さ

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

ならない。

(3) 取り付け高さ

航海用レーダー反射器は、マスト、キャビン
頂部等海面高さ1m以上のできるだけ高い位置に
装備しなければならない。

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (経過措置) 心得附則(平成20年6月27日) 別途通知する日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の12.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示 (経過措置) 心得附則(平成20年6月27日) 平成22年1月1日前に建造され、又は建造にかかわられた船舶については、改正後の12.0(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
<p><参考></p>		
<p>第2章 航海用具</p>		
<p>第7節 航海用レーダー等</p>		
<p>(航海用レーダー反射器) 12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector (a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が2.5㎡以上で、かつ、レーダー断面積が2.5㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。</p>	<p>(航海用レーダー反射器) 12.0 航海用レーダー反射器:Radar Reflector (a) 第1号の「有効なレーダー断面積を有する」とは、周波数9320～9500MHzの電波を照射した際、水平方向360°のうち240°以上にわたってレーダー断面積が0.3㎡以上で、かつ、レーダー断面積が0.3㎡未満となる方向が10°以上連続しないことをいう。</p>	